

ご意見に対する総務省の考え方

<家屋関係>

意見の概要	総務省の考え方
<p>熊本市の木造家屋に係る物価水準による補正率について、熊本県の最低賃金は、全国平均より低く、下から3番目の順位にある。熊本市の政令指定都市移行や九州新幹線の開業など様々なことを加味しての決定だとは思いますが、0.90から0.95に改正する必要はないのではないか。</p>	<p>物価水準による補正率については、家屋の資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めることとしています。</p> <p>本告示案については、建築に係る資材や労務等に関する各種指標を用いた検証の結果を踏まえたものとなっています。</p>